

平成16年度 第2回 宮城県男女共同参画審議会会議録

日 時 平成17年3月28日(月)午後3時から5時まで

出席委員 安藤ひろみ委員, 遠藤恵子委員, 高橋英子委員, 滝口茂委員, 野坂由美委員,
槇石多希子委員, 峯岸とも子委員, 山元一委員,
涌沢光春委員

欠席委員 小田中直樹委員, 渋谷文枝委員, 吉川隆行委員

1 開会

事務局：ただいまから、宮城県男女共同参画審議会を開催いたします。開会に当たりまして、最初に環境生活部部長よりあいさつがございます。

2 あいさつ

宮城県環境生活部長：皆様には、お忙しい中、男女共同参画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、昨年9月以来の審議会ですが、「県の男女共同参画施策」並びに「計画の進行管理」が議題になっております。平成16年度の年次報告は、庁内での幹事会を経て、知事が議長を務める男女共同参画施策推進本部会議で決定され、議会報告しております。また、議会の環境生活委員会において、私から内容を説明したところです。この一年間、県においては、県民への意識啓発のために、大小さまざまな啓発活動や研修会を行ってまいりました。市町村に対しては、直接出向き、首長さんを始め幹部の方々へ働きかけを行いました。また、企業における女性の管理職への登用や仕事と家庭の両立への支援を働きかけるためにポジティブ・アクション推進事業なども行ってきたところです。昨年11月に実施された内閣府の世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、反対の割合（48.9%）が賛成（45.2%）を始めて上回ったということです。30年ほど前の昭和47年調査では、賛成の割合が8割を超えていたということですから、わが国においても、男女の意識がゆっくりながら確実に変化してきたことがわかります。また、同じ調査で、生涯を通じて女性が職業を持つこと肯定的にとらえることの流れが進んでいるという結果もでております。しかし、男女共同参画社会の実現のためには、皆様御承知のように、まだまだ多岐にわたる様々な課題を抱えております。県といたしましては、男女共同参画の視点に立った行政を推進すること、宮城県庁をあげた取組や推進体制が不可欠と考えております。そのため、これまで以上に関係部局に働きかけ、連携をとり、また、市町村とも協働して進めていきたいと考えているところです。議題に対する皆様方からの忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

事務局：それでは進行につきましては、遠藤会長によろしくお願いいたします

遠藤会長：皆様こんにちは。いま部長さんの方より、大変心強い有り難いといえますか御挨拶をいただきました。宮城県が率先して取り組むというお話でした。現実をみますと御承知のようにバックラッシュといえますか、男女共同参画とは本当は男女の基本的な人権の問題なんだというところがどうも十分に理解されない。誤解されているかあるいは場合によっては曲解されている動きがあることは見過ごせないこととさせていただきます。そういったなかで宮城県にいろいろ御努力いただいている訳ですけれども、今年度どうであったか、来年度に向けてさらにもうちょっと先に向けて県としてどういうことをしていったらいいか、ということも含めまして皆様に御審議いただきたいと思っております。申し遅れましたけれど、年度末で皆様お忙しいなかで、部長さんも会議が重なり途中から御退席せざるを得ない、安藤委員さんも別の会議が重なっておりますので、会議をスムーズに進めていきたいと思っておりますので御協力について何とぞよろしくお願ひします。それでは早速議事に入ってまいりたいと思ひます。お手元の次第の資料1について、平成16年度の男女共同参画推進課の事業報告を事務局の方からお願ひします。

事務局：資料1「平成16年度男女共同参画推進課事業報告」に基づき事業報告、資料2「男女共同参画を推進するための部局別懇談会における意見の概要」及び資料3「ポジティブ・アクションのアンケートの概要」に基づきポジティブアクション推進事業を説明。

遠藤会長：どうもありがとうございました。続けていくつかの説明がありましたが、どの件でも結構ですので御質問・御意見をお願ひしたいと思ひます。

山元委員：ポジティブ・アクションシートの提出により、加点の確認書と評点付与との関係など、10点がどれほど意味があったのか。願わくば、10点が20点、30点になれば、より大きなファクターとして、取り上げる意味があることと思ひるので、運用の詳細についてお伺ひします。

事務局：ポジティブ・アクション推進事業における審査の部分ですけれども、この仕組み自体は今年度初めてでして、実は平成17年4月1日に総合評点が付与される企業の審査の際、この秋ぐらいから冬ぐらいに契約課でやっているものに我々の課が参加した訳でして、実際の流れは我々が10～11月頃に確認書を交付したものを企業が契約課にお持ちになって、契約課で登録されれば4月1日現在で加点になるものです。実際にはほぼ手続きが終わっているのだと思ひますけれども、加点できる確認書を交付した企業は127社ありまして、その多くが確認書を持って行って加点をもらうはずでして。しかし全部ではないようなので、参加登録に申請しなかったのか、何かの事情で10点を要望しなかったのか不明です。

遠藤会長：来年度の実績がどうなるかということ把握しておく必要があるということですね。今回加点が10点だった訳ですけども、山元委員の意見ではもっと加点を増やしていけば男女共同参画の持つ意味が企業にとってもウエイトが高くなるのではないかと思います。ただ、何点にするかということは前にもちょっと議論して、いろんなところでいろんな話があって、30点とか40点というのは無理かと思います。今後さらに議論が必要かと思います。

涌沢委員：男女共同参画相談室の一般相談は1,075件、法律相談は90件ということなんですけれども、これは相談内容とかそういうものはどういうものなのか。それと法律相談が90件ですが、どういう効果があったのか。教えていただきたい。個別の相談について労働委員会にもっていくとか。法律相談の結果がどうなったのか。

事務局：男女共同参画の相談ですが、非常勤相談員2名で電話などで対応しているものなんですけれども、細かい数字はないんですけども8~9割ぐらいは家庭に関する悩みです。特に夫婦間・親子間の悩みということで正直言って離婚に関する悩みです。心の問題、生き方の問題なども若干あります。相談員による相談だけでなくきちんと処理したいという方は法律相談に誘導するんですけども、家事事件、家のこととか家庭裁判所が扱うような問題については弁護士が対応することが多いです。離婚したいという場合には離婚するための法律上の手続きをお教えすること、養育費の問題とか財産分与とか慰謝料とか相談を実際に弁護士さんが受けて、その後実際に本人が家裁に行かれるのが多いようです。

遠藤会長：涌沢委員さん、よろしいですか労働上の紛争というのはどうですか。

涌沢委員：例えば、セクシャルハラスメントとか、男女共同参画で問題にしているような相談という訳でもないんですね。

事務局：確かに労働問題も扱ってはいるんですけど、それは多数ではないです。男女雇用機会均等法の話などは当然こちらで一時的には聞きますけれども、峯岸室長いらっしゃっていますけれども、宮城労働局雇用均等室の方で相談を受け付けています。相談する方も女性が9割で、男性が約1割位います。男女問わず受け付けていますけれども、どうしてもこういう名前を掲げた相談室ですので圧倒的に女性の方の相談が多いというのが現状です。

安藤委員：人権擁護とかですと半々の相談ですが、この相談室は女性にとって相談しやすい相談室ができたと捉えてもよろしいのではないかと思います。

事務局：そう言っていただけると有り難いのですが、家庭の問題とか男女共同参画に関する相談となると女性の方も相談しやすいのではないかと。実際、相談員と弁護士さんは全員女性ですので利用しやすいのではないかと思います。

高橋委員：昨年度の男女共同参画フォーラムは塩釜市で行われ、私も参加させていただきました。これからも開催する市と共催して行うのでしょうか。

事務局：このあと17年度事業のなかでご説明する予定でしたが、できるだけそうしたいと思います。来年度は岩沼市を予定しており、岩沼市さんも積極的ですから市当局と連携して開催することを考えています。

槇石副会長：開催の連絡が遅かったので、参加するために早めに連絡いただきたい。

事務局：これまでは市との共催というのをしませんでした。県単独で開催していました。これからは政策的意図をもって、これから計画とか条例を考えている自治体と連携してフォーラムを開催した方が良くと思って準備しました。ご連絡が遅れまして申し訳ございません。昨年度大きな協力をいただきまして、会場は狭くて500人の会場でしたが一杯のご参加で皆さん活発でいらして、3つの分科会をもっていただいたことも功を奏したと思います。岩沼市は基本計画をお持ちでない市ですが、市長さんともお話しをして来年度は岩沼市に繋げたいと思います。

野坂委員：市町村関係で2点ほど質問があります。一つは七ヶ浜町の男女共同参画推進委員に県の男女共同参画推進課の課長さんが就任されていますが、その内容について。二つめは宮城県は圏域とかエリアが広いので地域により、男女共同参画推進状況が凸凹でアンバランスが生じているので、県が市町村を個別訪問していただくのは有り難いと思います。郡部では男女共同参画の意識が薄れてきているので、個別訪問を引き続き進めていただきたいと思います。

仙台市から引越しされてきた方は、いま大和町でしていることを7～8年前仙台市ではもうしているとの話になる。2点目は要望としてお話しました。

事務局：七ヶ浜町の男女共同参画推進委員会というのは、七ヶ浜町は14年度の終わりに基本計画を作りましたが担当の部署が変わりまして、プランをどう進めていいのかということがあり、県のやり方を参考にしたいとのことで委員として就任して欲しいとのことでした。町の附属機関ではなく、要綱で設置した懇談会レベルの会合ですけれど、町長の委嘱を受けて何度か出席させていただいて、計画の進行管理のノウハウを述べさせていただいております。2点目は計画を策定していないところを中心に個別に訪問しておりました。

けれども、今後もきめ細かく働きかけをしていきたいと思ひます。

遠藤会長：市町村訪問は、今後とも続けていただきたいと思ひます。

滝口委員：資料に女性人材リストの更新というのがありました。平成10年度に527人、平成16年度は618人ですが、更新は毎年しているのかが1点目。審議会等への女性登用状況、618人中何人登用しているのかが2点目。この方達が地域のキーパーソンなので今後どう活用していくのかをお伺ひします。審議会への女性委員の登用ですが町の段階では、なかなか女性を入れられないようになっていひます。法律や条例などで関係団体の長や議員でなければならぬと決まっているものですね、登用率30%を市町村でやろうとしても審議会の構成メンバーの職指定があつてです、そこを整理しないといけぬのかなど。柴田町では審議会に女性委員が入り込めない要素を分析したいと思ひていひます。充て職は職指定なので、商工会の長や農協の代表とか、区長さんはすべて男性ですから。末端での女性の参加が少ないので自動的には入れない。ただ、リストを委員に使つてくれでは通らない。審議会の構成要素が法律で決まっているの、なかなか風穴を開けられないと思ひます。

高橋委員：関連して女性人材リストについてですが、女性人材開発セミナーの修了生も登載していると思ひますが、更新されたリストを各部局に利用してもらうとのことですが、市町村の方でも女性人材リストの活用ができるようになっていひるのかを教えてください。

事務局：リストの更新は毎年ではありません。平成10年度に作成しまして、平成15年度に登載されている500名の方に登載の意思があるか確認しまして、平成16年度に更新の作業が終わつたということです。審議会の登用についてですが、リストから何人の方が登用されているかという調べはしておりません。リストには618名いらっしゃいまして、リストは自薦、他薦ともありますが、女性人材開発セミナー修了生は全員登載しております。女性人材開発セミナー修了生のうち審議会への女性委員の登用数はありまして、現在までの修了生170人のうち延べ90人です。ひとりで複数の審議会委員という場合もあります。審議会委員の登用が進まないということですが、県も数値目標を定めておりまして、審議会の登用が進まないという点については、何点か各部局にお願いしていひます。柴田町の町長さんと一致しているのですけれども、団体から推薦を受ける場合に女性の推薦をしてもらう、また、団体の長は充て職に限定していたのを緩和して役員全体に拡げて女性の方を探していただくとか、また、できるだけ公募を利用して男女へだたりなく登用できるようにしてあります。リストを市町村に提供しているかについては、登載する場合には掲載されるご本人にはどの程度まで公開していいのかを聞いてあります。市町村まで公開していいという方は公開してあります。さらに市町村での活用努めていきたいと思ひ

います。セミナー修了生については、年度ごと、その住んでいる市町村には個別に通知しております。

事務局：滝口委員から審議会の女性委員の登用率を30%達成させるのは大変厳しいとお話ですが、宮城県は基本計画の最終年度には40%にという目標を掲げておりまして、中間年度の17年度には35%達成ということになっていて、これは掴みではなくて各部署の課が計画値を定めて、審議会を新しく作る時には35%、委員が替わる場合には計画値を達成するというところで計画的に進めているのですが、実際には厳しい状況でして、人材リストの活用、公募の実施、充て職については必ずしも会長、副会長に限らず広く人材を求める。それでも実現しない場合には男女課に相談いただくという方式をとっているのです。ようやく30%を超えたところです。それはうれしいご報告とさせていただきます。来年度に35%達成は大変厳しい課題と受け止めております。

遠藤会長：次に「17年度の施策の概要」について、ご説明をお願いします。

事務局：資料4「17年度男女共同参画施策の概要」について説明。

関係課からの事業説明（子ども家庭課 産業人材育成課 労政・雇用対策課 生涯学習課）

野坂委員：このような会議の持っていく方には問題があるのではないかと。県の男女共同参画のあり方の本質を問われているのではないかと。資料が不完全というのは、関係課としても不手際ではないかと。後日必ず資料を郵送願いたい。

遠藤委員：おっしゃるとおりですので、事務局は郵送するようにお願いします。

山元委員：これが行政の基本的なスタイルなのではないかと思いますが、16年度こうやりました、17年度こうやります、というのが、ちょうど今が年度替わりの時期ですからそうなるのでしょうか。男女共同参画の方々がいるんなところでがんばっているというのも個人的には分かっておりますけれども、ただ説明が羅列的なので、説明を受けてもこれがどういう意味なのか分かりにくいのです。どういうふうに進められているのか自分なりに考えてみますと、5年なり10年なりの基本の計画が決まっている。今年度はこれをやりました。来年度はこれをやります。10年たつと全部に印がついて一通り終わりましたというように考えられているのじゃないかと、そこがちょっと分からないところです。社会は生き物でしてかつ男女共同参画事業のように一筋縄ではいかない部門にかかわっていて、それでいて総合的に目指していかなければならないという微妙かつ複雑な問題でございますよね。たとえば16年度が終わったときにどこが悪かったんでしょうとか、あんま

りうまくいかなかったことがあれば、それを重点施策にして2年でも3年でもやっていくことが必要ではないでしょうか。行政というのは限られた財源と限られた人的な理想図でやっていくものですから、これは切り捨てようとかここはグッとやろうというメリハリが必要なのではないかなあと思わない訳でもないですよ。そうすると16年度の総括と17年度の事業の持って行き方がここが非常に連結していないと説得力のある政策という名に値するとは言えないのではないかと。そして男女共同参画行政の総合調整をやるということは、Aという部局ではこうする、Bという部局がこうするというきれいな表をつくるのではなく、調整というのは見渡してどこを重視しどこを切り捨てるという立体的、重層的な政策決定が必要ではないのか。要するに聞いていて平板で何が問題でじゃあどうするかというのが、たぶん市民の方、県民の方が一番聞きたいところでそのところをきちっと言ってくだされれば、個々の数字や個々のものよりも、また、チェックする審議会の機能としても、個々の部分はできないので、むしろそういった大きなところでどういうふうを考えているのか、そこでどういう問題が出てくるのか、こういうところを私たちにも分かるような形で進めていただければなあとこんなふうに考える次第です。

遠藤会長：いまの御質問というか御意見に対して、すぐに適切に答えてくださいというのはなかなか難しいと思うのですが、私からひとつだけお話できるのは、昨年、部局別懇談会をしまして勉強になりましたし、来年度も続けてやっていけばそのご質問に対応できると思います。また、ポジティブ・アクション推進フォーラムは大事な事業なのにみえてこなかった。県民も知らないのではないかせっかく面白い事業なので、もっとマスコミにPRして欲しいと思います。

事務局：16年度の事業を総括して課題が何かを整理して、17年度の事業の提案をすべきであるというのはもっともなことであります。そういう観点から17年度事業を組み立てているのですが、説明が不十分であったと思います。ご存じのとおり、基本計画は30課室の施策の総合調整をしているのが男女課ですし、そのなかでも重点施策を持つ保健福祉部の子ども家庭課、産業経済部の産業人材育成課、労政・雇用対策課、教育庁の生涯学習課です。ただ、残念ながら関係課職員の男女課兼務は今年度限りですので、今後は全庁を駆けめぐって調整にあたるということになります。現在は、課長も課長補佐もNPO活動促進室との兼務ですが、新年度は課長補佐が専任になる予定です。年次報告書のまとめのときにもご指摘があり、総括を載せましたのでご覧いただいたと思います。リプロについてはマスコミにも叩かれましたが。ポジティブ・アクション推進フォーラムには記者にも来ていただいたのですが、残念ながら記事にはなりませんでした。

峯岸委員：17年度の事業概要のなかで、推進体制の整備で市町村との関係について、これはお願いということになりますが、男女共同参画を進めるということで県庁がやってい

る訳ですが、さらには各市町村の取組が不可欠です。県の事業のなかに市町村の推進体制が入っているのでしょう。特に市町村に勤務している非常勤職員などから共同参画からみの相談があります。県の男女共同参画推進課や各市町村の相談事業というのは、話を聞いて解決するものからアクションを起こしてやらないと解決しないものまで多岐にわたっております。なかなか市町村に勤務している人の相談というのは私ども労働局では対応できないものが多く、基本的には、大きくは地方公務員法で、また、それぞれの各市町村条例ですが、そこからはずれていると思われるような相談が解決に導かれていかないと。私どもとしましては、遺憾ともしがたい相談に、悩みを持っています。県の男女共同参画推進課が調整されている相手先というのは、市町村の男女共同参画担当課でしょうが、市町村の男女共同参画担当部署が庁内での横の連携がなされていると思いますけれども、なかなかそこまでいってない。17年度事業のなかで、市町村に対するアプローチをする際には、人事を担当する部署、福利を担当する部署にも、広く含めてこの男女共同参画の意識啓発を図る観点から取組をお願いしたいと思います。

榎石副会長：昨今の県立高校における男女共学化のことですが、やはり平成16年度いろいろな動きがあり、ある意味ではひっくり返ったというような状況のなかで、すくなくともこの審議会では、それをどう位置づけるかという、来年度はどういう方向性を要望するのかを委員のお1人おひとりよりお聞きする訳にもいかないのです、そのところを事務局の方からもご報告を受けたいと思います。

事務局：確かにいろいろ報道等で、本県の男女共学化についてはいろいろな動きがありました。県立高校の共学化につきましては、平成13年度に教育庁で定めた基本構想で、すべて共学化をする方針が示されており、順次個々の高校ごとに共学化の時期などを決めて発表し、県教育庁ではそのための予算措置もしつつあったというものです。その基本構想を踏まえて、平成15年3月に策定した男女共同参画基本計画においても学校の分野については基本構想の着実な実現ということで、教育庁と男女課が歩調を合わせて進めるということになっております。そうしたなかで、個別の学校の状況が明らかになるにつれ、いろいろ施設面が不十分だということで、基本構想の見直し意見や個別の学校の共学化の凍結とかの意見が出てきて、結果的には議会において請願を採択するという事になったのですが、確かにその過程で請願は基本構想の見直しとかいろいろあったのですけれども、議会の議決は基本構想は当然進める、推進するのですけれども、仙台二高の（共学化）の年度が決まっていたのが1年凍結となったかと認識しております。この動きには、基本的には教育庁で対応しておりますが、確かに男女共同参画基本計画にもあるということで、進行管理の過程ではこちら関係課に状況を聞き審議会の委員からも着実に進めましょうという意見をいただいております。今回教育庁の対応をみてみますと、やはり基本構想は着実に実現するという事で、二高は例外措置だということで、あくまでも基本構想は進

めるというので教育庁の方針どおりこちらも認識して対応してきております。具体的に何をするのかというのは、教育庁と話をしておりますが、勉強会をしようかと思っていた時期がありましたが、現在まで特に何もしておりません。共学化を推進する立場の団体から教育庁にお伺いしたいとのことでつないだこともありましたが、審議会でも意見をいただいたこともあります。共学化を実現するということには男女課も努力していきたいと思っております。

遠藤会長： 県議会の方に、共学化に反対する二高の同窓会ですとか、団体の連名で、県立高校の共学化を見直して欲しいとの請願が出された訳です。請願が大変異例な形ですけども附帯意見がついた形での一部採択ということになりまして、その附帯意見というのが、ひとつは県立高校の共学化を実現すること。ふたつめは学区制のことで、学力向上についても検討すべきだということ。3番めが問題でして、ただし二高については、共学化を延期してこの間十分に関係者と話し合うようにとのことで、この意見がついて共学化の反対の請願が一部採択されて、本会議でも決定されたという流れになったんですね。実は私は男女共学化の将来構想を着実に進める会メンバーなので、知事に会って話をしましたが、残念ながら二高の共学化の延期をそのままそうせざるを得ないということで、教育庁の決定どおりになりました。狭間に落ち込んだのがいま中学二年生の女子生徒でして、どの位いるのか県の方が把握しているのかわかりませんが、少なくとも30～40人いるのではないかと思います。おそらくもっといると思います。結局、宙に浮いてしまった形で、二高に進もうと思っていたのに門戸を閉ざされた、これでは宮城県に入る訳にいかないと首都圏の高校に進路を変えたという人もいるようです。審議会としましては、基本計画のなかに、県立高校共学化の着実な実現というのを唱っていますので、今後二度と二高のような特例がないように、来年度教育委員会の方に男女課として男女共同参画推進の県の基本計画でもありますから言う必要があるかなと思います。他の委員の方の御意見を伺えればと思います。

高橋委員： どうしてこういう形で二高共学化が1年延期になったのか、私も子を持つ親として、ちょうど中学二年の子を持つ保護者の方は悩んでいると思います。なぜ、こうなったのか納得がいかないと思います。こういった例外を認めることなく、男女共学化を進めていただきたいと思います。

野坂委員： 河北新報の声のセンサーに中学2年のお嬢さん当事者の生の叫びが載っておりました。そこで、是非熱くなっている団体の方々にも気づいてほしい。当事者である、中学2年生以下の子どものことは、ないがしろで、しがらみだけで熱くなっている感がして止まない。自分の娘も二高の学区で中学二年ですので子ども自身、進路選択で何度もふりまわされて迷惑しました。県議さんと話したところ、男女共学化の反対の論議が、入学

する子どもやその親と離れたところで、熱くなっているのではないのでしょうか。なぜ、共学化を進めるのかという基本的な理念に立ち返っていただきたいと思います。

榎石副会長：この課題を出したのは、私は平成2年度から関わっているのですが、ある意味で宮城県の男女共同参画の第1の重点課題施策になっているのに、審議会委員としてではなく県民のひとりとして考えても、どこでどうしてあんな風になってしまったのだろうと思います。審議会委員としてもこの課題の意味を原点に戻って確認して、この課題にこういう意味があって推し進めていくのだとということを言っていく必要があるのだと思うのです。皆様の意見を聞いて安心するとともに、もう一度この課題の重要性を確認しあっていく必要があるのだと思っています。

遠藤会長：各課の総合調整を図るうえで、教育庁に、審議会でこのような強い意見があったことをお伝え願います。

滝口委員：先ほどの4つの関係課の説明を聞いていて戦術論を聞かされたようで、これまでの社会が大きく変わっていくときに、政策として産業政策とか農業政策とかに女性の活躍がなければ、自分たちの目標としている産業政策とか地域の改革はないんだという強い理念が浸透してないんじゃないかなと思います。これまでの延長線上で農村地域の活性化をしようとしても無理な話です。いま新しい目が出ているのは農家の御婦人達で、そのために戦術があり、戦術の上に戦略として、農協とか地域の農業団体とか生産組合とかにも働きかけをやっていかないといけない。農村の構造を変えるくらいの施策展開をやっていかないと農業自体もだめなんだと、労働関係もそうですね、いまから人口が減る時代ですから女性の労働力をあてにするためにはいろんな環境整備をして、子ども家庭課も生涯学習課もサポートする体制をとっていかないといけないと思います。女性が入ることで社会も変わるんだという視点も入れないと県庁も変わらないのではないかと思います。その点柴田町は小さい組織なので何とでもなるんですが、町のなかに女性を議会に送る会というのを立ち上げまして、そこから二人当選したんですが、意思決定のうえで政治というところに踏み込んでいかないと、なかなか変わっていかない、変わっていかないと日本はもたないと思います。少しオーバーですけども、それぐらいの理念というか男女共同参画が必要なんだという、各課の施策目標を達成するためにも有効なんだというところを浸透させるべきだと思います。施策のなかでもそういうところを盛り込んでいって欲しいと思います。

遠藤会長：それは、滝口委員だけじゃなくて浅野知事にもおっしゃっていただきたいと思っています。

事務局： 基本計画の進行管理について、資料5「平成17年度『年次報告』作成スケジュール（案）」に基づいて説明。

遠藤会長： 大変コンパクトな説明でわかりにくいかもしれませんが、男女共同参画の理念に基づいてやっていただくということをご了承願いたいと思います。その他何かございますでしょうか。

野坂委員： 最近の新聞記事を読むと、少しずつ成果が現れてきているように思います。夏の部局別懇談会は初めての試みですけど、互い審議会委員と施策を実施する関係課室にやりとりができるという利点があるので今後も続けて欲しい。

滝口委員： 厳しい財政状況のなかで子育て支援は大きな政策になっているが、子育て支援を充実させればさせるほど反動が生じる。これは男女共同参画にはずれている方々からの抗議なんですけど、母親を甘やかすことになる、わがままになるということで、いまちょっと町の議会のなかでも軋轢が生じている。まだ男女共同参画のなかで行政が支援すれば支援するほど反動の動きがあるので、そちらの方の把握も必要と思っております。市町村は予算のないなかで子育て支援を充実していきたいんですけども、そういう動きが出てきているので苦慮しているという市町村の現実の姿がありますので、御相談をしたいと思えます。

高橋委員： これからの日本社会という視点から考えていきますと、まだ、男女共同参画が浸透していないのではないかと思います。女性に対する施策はたくさん出されているんですけども、男性に対する施策と申しますと生涯学習課の文部科学省委託事業の「お父さんの家庭教育参加促進事業」しか見あたりません。今後は男性の意識改革を進めていくような施策、それから、イベントへの男性の参加を働きかけるようにして欲しい。

山元委員： なぜ、この関係する4課がここにいるのかということが大事です。いきなり説明をするのではなく、説明した内容がチェックできるようにして欲しい。

涌沢委員： いろんな課があつて、いろんな事業を実施しているので、スクラップアンドビルドで、事業の見直しをやって欲しい。仮に事業を進めるにしても平面的に進めるのではなく、例えばポジティブ・アクションについて言えば、小規模事業所がいろんな面で制度が整っていないので、事業を進めるにしてもポイントを置いてやっていく必要があるのではないかと。そういう視点でもって進めて欲しいので、男女課においては調整機能を果たして欲しい。

遠藤会長：例えば、産業人材育成課のキャラバンで、女性の農業士や農業団体のリーダーが県内市町村長や農業協同組合役員を訪問して女性の農業従事者の登用を働きかけることをしているのと男女共同参画推進課の市町村訪問をタイアップして連携できないでしょうか。工夫をお願いしたいと思います。

槇石副会長：問題なのは、例年の啓発イベントも含めて、反省とチェックをいれたものが、次年度にどういう形でできているのか、今は見えにくいのですが。そういったものが施策というものではないかと思う。私たちもその辺をきちっと審議していかなくてはならないといけないと思いました。もう少し詳細な検討を踏まえて、イベントであり、施策であり、次年度の事業に生かせるものと思います。

遠藤会長：その他、ご意見がなければ、これで議事は終わらせていただきます。

事務局：以上を持ちまして、男女共同参画審議会を終了いたします。